

【取得する加算】

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）または（Ⅱ）

【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

①入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者や中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する研修受講費用補助制度等の支援制度や中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の研修やリフト等の介護機器等導入
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・介護ロボット等の導入による業務量の縮減
- ・高齢者の活躍等による役割分担の明確化
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

上記の取り組みをはじめとして、介護職員等の処遇改善や働き方の改善に向けて継続的な取り組みを実施してまいります。